

令和6年第11回野洲市農業委員会総会議事録

令和6年11月11日 午前9時30分より野洲市総合防災センター2階研修室において、令和6年第11回野洲市農業委員会総会を開催する。

出席委員は、下記のとおり。

出席委員

1 番	野洲	秀一
2 番	針本	一春
3 番	北中	良夫
4 番	井上	輝子
5 番	中濱	佳久
6 番	橋本	高明
7 番	森	恒仁
8 番	田中	靖志
9 番	角出	昇
10 番	北浦	一宏
11 番	木村	二郎
12 番	市木	和雄
13 番	米澤	博
15 番	辻	美智子
16 番	島村	平治
17 番	清水	稔
18 番	山本	芳隆
19 番	岩井	正男
20 番	青木	章
21 番	川東	静佳
22 番	石塚	健一
24 番	廣瀬	久雄
25 番	山田	富男
26 番	立入	三千男

欠席委員

14 番	井狩	憲一
23 番	小森	喜一

会議に参与したる職員

農業委員会	事務局長	西野 智
	主 幹	竹中 宏
	専門員	遠藤 総一郎
	主 査	牧 利昌（兼務）

農林水産課	主 任	中川 大貴
	主 査	牧 利昌

議長

みなさま、おはようございます。

それでは、総会につきまして、議事がスムーズに執り行われますよう、みなさまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

ただいまから、令和6年第11回農業委員会総会を開会します。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席委員は、24名であります。

欠席は、14番井狩委員、23番小森委員であります。

それではこれより、日程に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

第7番 森 委員、 第9番 ^{かくで}角出委員 を指名いたします。

日程第2 会期の決定について、本会期は、本日1日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 議第42号及び議第43号の2案を順次上程します。

議第42号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「議第42号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて」ご説明いたします。

案件は1件です。議案書の2ページをご覧ください。資料は別紙Aの1ページから4ページとなります。

乙窪 ●●●、登記地目：畑、現況地目：畑、面積：254 m²、について、申請人 ●●●氏から、農家住宅を建築するため転用申請があったものです。

申請人の●●●氏は、現在、●●●にお住まいで、農家住宅建築の際の必要となります農業者資格を確認しています。

また現住居については、将来、同居している申請人の長男が継ぐことになっているとのことです。

別紙Aの1ページの調査表をご覧ください。

農地法第4条第1項にかかる調査の結果は記載のとおりです。

申請地は、住宅が連担する区域内にある第3種農地で、白地農地です。その他の項目についても記載のとおりです。

次に、位置図、土地利用計画図及び縦横断図について、別紙Aの2ページ～4ページをご覧ください。

A-3土地利用平面図で、左側・申請地南西側には、市道北比江乙窪線の展開広場が築造されており、その上部の里道との境界については、官民境界を確定するよう担当課から意見が付されています。

次に、図面上部・申請地の北西側の境界にはCBブロックが敷設されており、また申請地の雨水処理は、敷地内に雨水枡を設け、全面水路に放流される予定です。

事務局からの説明は以上となります。

議長

続きまして、意見委員の説明を求めます。

第24番 廣瀬委員お願いします。

廣瀬委員

24番 廣瀬です。乙窪の案件について説明します。

詳細については、事務局からの説明があったとおりです。

申請人の●●●さんは、申請地から 約40m の場所で、父、●●●さんと長男夫妻

と 孫 3 人、 計 8 人で、現在、暮らしておられます。

この度、●●●さんが 自己所有宅地も含めて、自らの農地、畑を転用し、住宅を建てる計画をされました。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第 4 2 号の採決に入ります。

お諮りいたします。

議第 4 2 号について賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって議第 4 2 号は許可することに決定いたしました。

続きまして、

議第 4 3 号 農用地利用集積計画について、を議題とします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第 3 1 条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係者の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。

第 7 番 森 委員、 第 11 番 木村 委員、第 15 番 辻 委員 に退席を求めます。そして、本職も退席します。

これに伴い、この案件の議事の進行は、第 8 番 田中職務代理者をお願いします。

田中職務代理者

それでは、野洲市農業委員会総会会議規則第 6 条第 2 項の規定により職務代理者の私が議長の職務を行います。

先ず、事務局からの説明を求めます。

事務局

議案書の 3 ページをご覧ください。資料は別紙 B になります。

「議第 4 3 号 農用地利用集積計画について」をご説明いたします。

当議案は、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項 の規定により作成された、農用地利用集積計画について、本委員会の決定を求めるため、提

出されたものです。

内容は別紙Bの明細書のとおりです。では、別紙Bの1ページ～7ページをご覧ください。利用権が設定されたのは、合計 159 筆 287, 163 m² です。

事務局からの説明は以上となります。

田中職務代理人

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
これより議第43号の採決に入ります。お諮りいたします。
議第43号について賛成の方の挙手を求めます。
挙手全員と認めます。
よって議第43号は原案どおりと決定いたしました。

退席された 森 委員、木村 委員、辻 委員そして立入 会長は自席へお戻りください。
退席されていた森 委員、木村 委員、辻 委員 及び立入会長 に報告致します。
只今議題になっております、議第43号は可決決定いたしました。

以上で代理人としての職務を終えましたので、この先の議事進行は、議長にお願いします。

議長

次に、議第44号 農用地利用集積等促進計画案の意見徴収について、を議題とします。
この案件につきましても、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に基づき、利害関係者は議事に参与することができないということで、貸借関係者の方につきましてはご退席をしていただくことで進めます。
第12番 市木委員 に退席を求めます。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の４ページをお願いいたします。資料は別紙Ｃになります。

「議第４４号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について」ご説明いたします。

当議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９号第３項の規定により作成された、農用地利用集積等促進計画案について、本委員会の意見を求めるため、提出されたものです。

本委員会が確認すべき事項は、まず、①全ての農地を効率的に利用できているかどうかという、全部効率要件。次に、②年間１５０日以上農作業に従事しているかどうかという、農作業常時従事要件。最後に、③地域の農業において、適切な役割分担の下に農業を行うことができるかどうかという、地域調和要件の３要件のみになっています。

内容は別紙Ｃの明細書のとおりです。では、別紙Ｃの１ページをご覧ください。

中間管理機構を通して、貸借権が設定されるのは、合計 ２５ 筆 ４２，０２５ ㎡です。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。
ご質疑はございませんか。

岩井委員

別紙Ｃ-１の２１番と２２番について、面積または借賃の記載誤りではありませんか。

農林水産課

農林水産課の中川です。ただいま申請書を確認しましたが、記載誤りはありませんでした。

議長

他にご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。
それではこれより議第４４号の採決に入ります。
お諮りいたします。

議第44号を「意見なし」として原案のとおり認めることについて賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、議第44号は原案どおりと決定いたしました。

退席された 市木委員は 自席へお戻りください。

退席されていた 市木委員 に報告いたします。

只今議題になっております、議第44号は可決決定いたしました。

以上で、本日の議事案件の審議は終了いたしました。

続きまして、日程第4 報告案件に移ります。

報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の5ページをご覧ください。資料は、戻りまして、別紙A-5になります。

案件は1件です。

吉地 ●●●番、登記地目 田、 現況地目 田 面積415㎡ について、申請人 ●●●氏から一般住宅建築に係る転用をするために届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について、を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の報告について」をご

説明いたします。

議案書の6ページをご覧ください。資料は別紙Aの6ページになります。

案件は1件です。

大篠原 ●●●、登記地目 田、現況地目 田、面積 605 m²、譲渡人 ●●●氏、譲受人 ●●●氏 で売買により、露天駐車場のために届出があったものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、報告第19号 土地利用協議について を議題とします。

それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第19号 土地利用協議について」をご説明いたします。

議案書の7ページをご覧ください。資料は別紙Aの7ページになります。

案件は1件です。

井口 ●●● 登記地目：畑、現況地目：畑、面積 142 m²のうち 1.44 m²について、届出人 ●●● 氏から、携帯電話基地局を新設するため土地利用協議書の届出があったものです。

協議に付した事業計画の概要としては、携帯電話アンテナ基地局1基の新設で、地上 11.8mのコンクリート柱上部にアンテナを設置し、電源装置、無煙装置を装着されるものです。

事務局からの説明は以上となります。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

次に、報告第20号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について、を議題とします。それでは、事務局の報告を求めます。

事務局

「報告第20号 田畑転換等農地の形状変更の届出の報告について」をご説明いたします。

議案書の8ページをご覧ください。資料は別紙Aの8ページになります。

案件は1件です。

吉地 ●●● 他1筆、登記地目・現況地目ともに田、合計面積440㎡について、届出人 ●●● 氏から、田を畑に形状変更するため、届出があったものです。

届出地は、先ほど報告しました農地法第4条第1項第7号の1件目の届出地に隣接しており、田を畑に形状変更し、大豆やみかん等自家消費野菜を栽培し、引き続き農地として利用されることになったものです。

事務局からの説明は以上です。

議長

説明が終わりましたので、ご質疑がございましたら挙手をお願いします。

ご質疑はございませんか。

ご質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これをもって、報告案件は終了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第11回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

閉会 9:55